

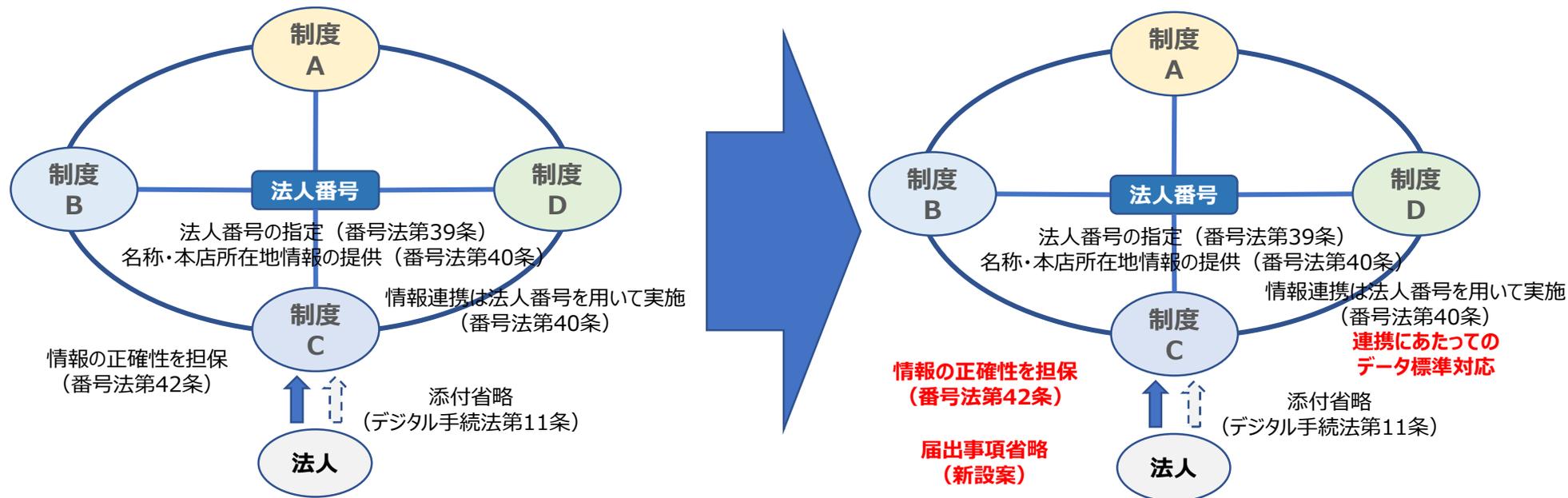
**ベース・レジストリと制度的課題について  
新たな情報連携の仕組みの下でのデータガバナンス**

2023年9月20日

**デジタル庁**

# 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(以下「番号法」)の現行規定

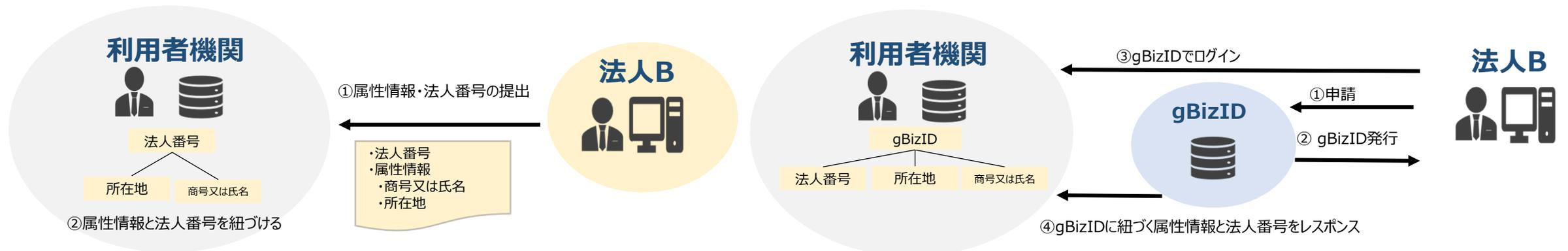
- 法人については、番号法において、行政機関間の情報連携にあたっては、法人番号を用いること（番号法第40条）、各行政機関は必要な範囲で正確な情報を担保する必要があること（番号法42条）等が定められているところ。
- これまで、各行政機関は、法人の实在確認や代表者確認をするためであれば、法人番号を把握し、管理する必要性が乏しかったところ。
- 今後、法人番号を共通識別子とする情報連携を行い、添付省略に留まらず、届出事項の省略を実現する場合には、番号法第42条に基づく責務の程度が変わるのではないか。
- また、データ連携にあたっては、文字に係る規格等のデータの標準等の連携要件を定めた上で、当該データ連携要件を満たすべく、各行政機関において、データベースの改修等が必要。



# 各行政機関において果たすべき責務

- 具体的には、法人番号を共通識別子とした行政機関同士の情報連携による、届出事項、変更届出の省略を達成する上では、各行政機関において、対象となる法人の法人番号を正確に保有していることが必須。（仮に、誤った法人番号を保有している場合、異なる法人の情報が上書きされてしまうことになる）
- 各行政機関は、確実な本人確認の下で、法人番号を管理することが必要。

法人の属性情報と法人番号を紐づけて取得する方法例



1. 法人に属性情報と法人番号を提出させ、紐づける場合

2. gBizIDアカウントから属性情報と法人番号が紐づいた形で取得する場合

# 新たな情報連携の仕組みの下でのデータ・ガバナンス

- 新たな情報連携の仕組みを有効に機能させるためには、各主体がそれぞれの責務を果たすことが必要。
- 加えて、法人に関するデータガバナンスについて、制度全体としての透明性を図り、国民や事業者に対して理解を求めていくことが重要なのではないか。

役割	主体	対応の方向性（既対応事項含む）	根拠法令
全体調整	デジタル庁	• 法人番号を介した情報連携の仕組みの全体設計・総合調整	• 番号法第4条
		• データ標準等の連携要件の策定	• デジタル手続法第4条第2項5号
		• デジタル手続法(※)における届出事項の省略等の規定の創設	• デジタル手続法
情報源	法務省	• 正確な登記の推進	• 商業登記法
	国税庁	• 法人番号の正確な付番 • 法人番号に紐付く名称、本店所在地の正確かつ安定的な提供	• 番号法第39条～42条
データ連携機能	デジタル庁	• 法人番号をキーにした正確かつ安全な情報連携機能の提供	• デジタル庁設置法第4条第2項19号
個別行政機関	各行政機関	• 申請事項・届出事項の見直し • 確実な本人確認を行った上で、法人番号を正確に紐付け	• 番号法第42条

透明性を確保

※情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律の略称

# デジタル手続法

情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律（昭和14年法律第151号）

（情報システム整備計画）

第四条 政府は、情報通信技術を利用して行われる手続等に係る国の行政機関等の情報システム（次条第四項を除き、以下単に「情報システム」という。）の整備を総合的かつ計画的に実施するため、情報システムの整備に関する計画（以下「情報システム整備計画」という。）を作成しなければならない。

2 情報システム整備計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。

一～四(略)

五 情報システムを利用して迅速に情報の授受を行うために講ずべき次に掲げる措置に関する事項

イ データの標準化（電磁的記録において用いられる用語、符号その他の事項を統一し、又はその相互運用性を確保することをいう。）

ロ 外部連携機能（プログラムが有する機能又はデータを他のプログラムにおいて利用し得るようにするために必要な機能をいう。）の整備及び当該外部連携機能に係る仕様に関する情報の提供

六・七(略)

3 内閣総理大臣は、情報システム整備計画の案を作成し、閣議の決定を求めなければならない。

4 内閣総理大臣は、前項の規定による閣議の決定があったときは、遅滞なく、情報システム整備計画を公表しなければならない。

5 前二項の規定は、情報システム整備計画の変更について準用する。

第三節 添付書面等の省略

**第十一条** 申請等をする者に係る住民票の写し、登記事項証明書その他の政令で定める書面等であって当該申請等に関する他の法令の規定において当該申請等に際し添付することが規定されているものについては、当該法令の規定にかかわらず、行政機関等が、当該申請等をする者が行う電子情報処理組織を使用した個人番号カードの利用その他の措置であって当該書面等の区分に応じ政令で定めるものにより、直接に、又は電子情報処理組織を使用して、当該書面等により確認すべき事項に係る情報を入手し、又は参照することができる場合には、添付することを要しない。

# 番号法その1

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（昭和25年法律第27号）

## 第一章 総則

（基本理念）

**第三条 個人番号及び法人番号の利用**は、この法律の定めるところにより、次に掲げる事項を旨として、行われなければならない。

- 一 行政事務の処理において、個人又は法人その他の団体に関する情報の管理を一層効率化するとともに、当該事務の対象となる者を特定する簡易な手続を設けることにより、国民の利便性の向上及び行政運営の効率化に資すること。
- 二 情報提供ネットワークシステムその他これに準ずる情報システムを利用して迅速かつ安全に情報の授受を行い、情報を共有することによって、社会保障制度、税制その他の行政分野における給付と負担の適切な関係の維持に資すること。

三・四 （略）

2 個人番号及び**法人番号の利用に関する施策の推進**は、個人情報保護に十分配慮しつつ、**行政運営の効率化を通じた国民の利便性の向上に資することを旨として**、社会保障制度、税制、災害対策**その他の行政分野における利用の促進を図るとともに、行政分野以外の国民の利便性の向上に資する分野における利用の可能性を考慮して行われなければならない。**

3・4 （略）

（国の責務）

**第四条 国は、前条に定める基本理念（以下「基本理念」という。）にのっとり、個人番号その他の特定個人情報の取扱いの適正を確保するために必要な措置を講ずるとともに、個人番号及び法人番号の利用を促進するための施策を実施するものとする。**

2 （略）

# 番号法その2

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（昭和25年法律第27号）

第七章 法人番号

（通知等）

**第三十九条** 国税庁長官は、政令で定めるところにより、法人等（国の機関、地方公共団体及び会社法（平成十七年法律第八十六号）その他の法令の規定により設立の登記をした法人並びにこれらの法人以外の法人又は法人でない社団若しくは財団で代表者若しくは管理人の定めがあるもの（以下この条において「人格のない社団等」という。）であって、所得税法第二百三十条、法人税法（昭和四十年法律第三十四号）第百四十八条、第百四十九条若しくは第百五十条又は消費税法（昭和六十三年法律第百八号）第五十七条の規定により届出書を提出することとされているものをいう。以下この項及び次項において同じ。）に対して、法人番号を指定し、これを当該法人等に通知するものとする。

2 法人等以外の法人又は人格のない社団等であって政令で定めるものは、政令で定めるところにより、その者の商号又は名称及び本店又は主たる事務所の所在地その他財務省令で定める事項を国税庁長官に届け出て法人番号の指定を受けることができる。

3 前項の規定による届出をした者は、その届出に係る事項に変更があったとき（この項の規定による届出に係る事項に変更があった場合を含む。）は、政令で定めるところにより、当該変更があった事項を国税庁長官に届け出なければならない。

4 国税庁長官は、政令で定めるところにより、第一項又は第二項の規定により法人番号の指定を受けた者（以下「法人番号保有者」という。）の商号又は名称、本店又は主たる事務所の所在地及び法人番号を公表するものとする。ただし、人格のない社団等については、あらかじめ、その代表者又は管理人の同意を得なければならない。

（情報の提供の求め）

**第四十条 行政機関の長、地方公共団体の機関又は独立行政法人等**（以下この章において「行政機関の長等」という。）は、他の行政機関の長等に対し、**特定法人情報（法人番号保有者に関する情報であって法人番号により検索することができるものをいう。第四十二条において同じ。）の提供を求めるときは、当該法人番号を当該他の行政機関の長等に通知してするものとする。**

2 行政機関の長等は、国税庁長官に対し、法人番号保有者の商号又は名称、本店又は主たる事務所の所在地及び法人番号について情報の提供を求めることができる。

（正確性の確保）

**第四十二条** 行政機関の長等は、その保有する特定法人情報について、その利用の目的の達成に必要な範囲内で、過去又は現在の事実と合致するよう努めなければならない。